

平成27年度 第11回下野市教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 平成28年2月19日(金) 午後1時35分から午後5時05分
- 2 場 所 下野市役所石橋庁舎 201会議室
- 3 出席委員 委員長 永山伸一
職務代理者 三橋明美
委員 熊田裕子
委員 石嶋和夫
教育長 池澤勤
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育次長 野澤 等
教育総務課長 若林早苗
学校教育課長 梅山孝之
生涯学習文化課長 増渕晴美
スポーツ振興課長 坪山 仁
学校教育課指導主事 高山靖子
教育総務課課長補佐 伊澤仁一
教育総務課主幹 古橋栄一
- 6 傍聴人 なし
- 7 審議事項
議案第48号 平成28年度下野市教育相談員の委嘱について
議案第49号 平成28年度下野市スクールアシスタントの委嘱について
議案第50号 下野市スクールアシスタント設置規則の一部改正について
議案第51号 下野市スクールアシスタントの採用に関する規程の制定について
議案第52号 下野市スクールアシスタント採用試験委員会設置要綱の制定について
議案第53号 下野市教育相談員の設置等に関する規則の一部改正について
議案第54号 下野市教育相談員の採用に関する規程の制定について
議案第55号 下野市教育相談員採用試験委員会設置要綱の制定について
議案第56号 下野市社会教育指導員任用候補者の承認及び委嘱について
議案第57号 下野市資料館嘱託員任用候補者の承認及び委嘱について
議案第58号 下野市スポーツ大会出場者助成金交付要綱の全部改正について
- 8 協議事項
(1) 平成28年度下野市学校教育計画(案)について
- 9 報告事項
(1) 教育委員会後援等の承認について
(2) 寄附の受け入れについて
(3) 平成28年度教育委員会主要日程について

(4) 下野市生涯学習推進計画(第二次)(案)について

10 その他

(1) 平成28年度第1回教職員全体研修会(教育行政説明会)の開催について(案)

<p>永山委員長</p>	<p>あいさつ 議事録署名人の選任 永山委員長及び熊田委員 前回議事録の承認について、議事録の確認をお願いする。訂正等があれば発言を求める。(特になし)</p>
<p>池澤教育長</p>	<p>議事録はこのとおり承認とする。 次に、教育長の報告を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザによる学校の休業状況について 1月25日～2月19日までに15回の報告があり、罹患者数は84名、うちインフルエンザA型が68名、B型が16名であった。 ・1月19日に復曲能「宍戸」公演実行委員会が開催された。 ・1月23日に「第10回教育のつどい」を開催したが、盛大であった。 ・1月24日に下野市制施行10周年記念市民提案事業「ゆうがお混声合唱の集い」が開催され、下野市の市歌を披露した。 ・1月31日に第57回栃木県郡市町駅伝競走大会が開催され、下野市は総合順位25位であった。同日に、家庭教育学級合同講演会が国分寺公民館にて開催され、声優の佐久間レイ氏による講演を拝聴した。 ・2月1日に下野市社会教育指導員採用試験を実施した。詳細については後ほど増渕生涯学習文化課長より説明を行う。 ・2月3日に下野市感謝状贈呈式が行われ、功労表彰者12名、一般表彰者5名が表彰された。教育委員として地方教育行政の重責を担い、教育の振興に尽力されたとして、前教育委員の川口委員と前原委員が表彰された旨の報告を行う。 ・2月4日に下野市資料館嘱託員採用試験の面接を行った。詳細については後ほど増渕生涯学習文化課長より説明を行う。 ・2月6日～28日の期間で、「公民館まつり」が市内3地区において随時開催されている。 ・2月8日、9日、15日に市内小中学校長16名と教頭16名の教職員評価面談を行った。 ・2月10日に第3回総合教育会議を開催し、「下野市教育大綱」を決定した。 ・2月13日にゆうゆう館で下野市総合防災訓練が行われた。同日、第16回グリムの里いしばし絵画展・童話賞贈呈式及びレセプションが行われ、古山小学校の児童2名が表彰された。 ・2月14日にグリムの里スポーツクラブ20周年式典が下野市商工会館アイリスホールで行われた。 <p>質疑等はあるか。(特になし) 議事に入る旨を伝える。 議案第48号「平成28年度下野市教育相談員の委嘱について」及び議案第49号「平成28年度下野市スクールアシスタントの委嘱について」は、人事案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1</p>

梅山学校教育課長	<p>3条第6項」の規定により非公開で行いたい。各委員の意見をお伺いする。 全委員異議なし。 それでは非公開で行うこととする。 議案第48号「平成28年度下野市教育相談員の委嘱について」説明を求める。</p> <p>【説明要旨】 「下野市教育相談員の設置等に関する規則」第3条の規定により、再任6名、新任2名の8名を委嘱する旨の説明を行う。委嘱期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。</p> <p>以下、非公開</p>
永山委員長	<p>このとおり決定してよろしいか。（全委員承認） 議案第48号は原案どおり決定する。 議案第49号「平成28年度下野市スクールアシスタントの委嘱について」説明を求める。</p>
梅山学校教育課長	<p>【説明要旨】 「下野市スクールアシスタント設置規則」第4条の規定により、再任40名、新任6名の46名を委嘱する旨の説明を行う。委嘱期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。</p> <p>以下、非公開</p>
永山委員長	<p>このとおり決定してよろしいか。（全委員承認） 議案49号は原案どおり決定する。 ここで、会議の非公開を解く。 次に、議案第50号「下野市スクールアシスタント設置規則の一部改正について」、議案第51号「下野市スクールアシスタントの採用に関する規程の制定について」及び議案第52号「下野市スクールアシスタント採用試験委員会設置要綱の制定について」は、いずれも下野市スクールアシスタントに関する議案であるため、一括して説明をお願いする。なお、承認については各号ごとに行うこととする。</p>
梅山学校教育課長	<p>【説明要旨】 下野市スクールアシスタントの採用については、当該設置規則第4条第1項により、教育委員会が委嘱するとなっているところであるが、その採用方法等についての規程等が整備されていないのが実情である。今回、スクールアシスタントの採用について、公平性と透明性を図り、優れた人材を確保するために、採用に関する諸規程を整備するものである。 まず、議案第50号「下野市スクールアシスタントの設置規則の一部改正について」であるが、この規則はスクールアシスタント設置の根拠となって</p>

	<p>いる。</p> <p>以下、当該規則新旧対照表に基づき説明を行う。現行では、「下野市教育委員会が委嘱を行う」となっているが、「下野市教育委員会が別に定める採用試験の合格者から教育委員会が委嘱する」と改める。当該規則は公布の日から施行する。</p> <p>次に、議案第51号「下野市スクールアシスタントの採用に関する規程の制定について」であるが、議案第50号における規則の一部改正を受け、当該採用試験の規程を新たに制定するものである。</p> <p>以下、「下野市スクールアシスタントの採用規程」に基づき、条文ごとに内容等の説明を行う。当該規程は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>続いて、議案第52号「下野市スクールアシスタント採用試験委員会設置要綱の制定について」であるが、議案第51号において、採用試験委員会の設置について規定したことから、スクールアシスタント採用試験委員会を設置するにあたっての要綱を新たに制定するものである。</p> <p>以下、「下野市スクールアシスタント採用試験委員会設置要綱」に基づき、条文ごとに内容等の説明を行う。当該要綱は平成28年4月1日から施行する。</p>
永山委員長	<p>質疑等はあるか。</p> <p>質疑等がある場合は、議案第何号に対する質疑であるのかを明言した上で、発言をお願いします。</p>
熊田委員	<p>議案第50号について、採用試験に関する規程を定めた理由は、これまで採用試験を行っていたが、規程として明記されていなかったからなのか、それとも採用試験の方法を新しく定めたからなのか、確認する。</p>
梅山学校教育課長	<p>採用試験の方法については、これまでも、改正及び制定を行った採用試験の手順で進めてきたところである。まず公募をし、一次面接と書類審査を行い、候補者名簿を作成する。そして、採用試験委員会でこの名簿を基に各候補者の評価を行い、この評価を踏まえて合格者を決定し、教育委員会で承認をいただくという流れになっている。これまでやっていたことをその都度替えないように、これからも同じように続けていくために、整備する運びとなった。</p>
永山委員長	<p>他に質疑等はあるか。(特になし)</p> <p>議案第50号はこのとおり決定してよろしいか。(全委員承認)</p> <p>それでは、議案第50号は原案どおり決定する。</p> <p>次に、議案第51号はこのとおり決定してよろしいか。(全委員承認)</p> <p>それでは、議案第51号は原案どおり決定する。</p> <p>続いて、議案第52号はこのとおり決定してよろしいか。(全委員承認)</p> <p>それでは、議案第52号は原案どおり決定する。</p> <p>次に、先の議案同様、議案第53号「下野市教育相談員の設置等に関する規則の一部改正について」、議案第54号「下野市教育相談員の採用に関する規程の制定について」及び議案第55号「下野市教育相談員採用試験委員</p>

梅山学校教育課長	<p>会設置要綱の制定について」は、いずれも下野市教育相談員に関する議案であるため、一括して説明をお願いする。なお、承認については各号ごとに行うこととする。</p> <p>【説明要旨】</p> <p>下野市教育相談員の採用については、当該設置等に関する規則第3条第1項により、教育委員会が委嘱するとなっているところであるが、その採用方法等についての規程等が整備されていないため、教育相談員の採用に関する諸規程を整備するものである。</p> <p>まず、議案第53号「下野市教育相談員の設置等に関する規則の一部改正について」であるが、現行では「下野市教育委員会が委嘱を行う」となっているものを、「下野市教育委員会が別に定める採用試験の合格者から教育委員会が委嘱する」と改めるものである。</p> <p>以下、当該規則の新旧対照表に基づき説明を行う。</p> <p>次に、議案第54号「下野市教育相談員の採用に関する規程の制定について」であるが、議案第53号における規則の一部改正を受け、新たに当該採用に関する規程を制定するものである。</p> <p>以下、「下野市教育相談員の採用に関する規程」に基づき、概要説明を行う。当該規程は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>なお、条文ごとの内容説明は、先の議案第51号と構成等がほとんど同じになっているため、省略させていただく。</p> <p>続いて、議案第55号「下野市教育相談員採用試験委員会設置要綱の制定について」であるが、議案第54号において採用試験委員会の設置について規定したことから、下野市教育相談員採用試験委員会を設置するにあたっての要綱を新たに制定するものである。</p> <p>以下、「下野市教育相談員採用試験委員会設置要綱」に基づき、概要説明を行う。当該要綱は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>こちらの条文説明についても、先の議案第52号と構成等がほとんど同じになっているため、省略させていただく。</p>
永山委員長 石嶋委員	<p>質疑等はあるか。</p> <p>下野市教育相談員について、職種によって勤務条件や給与は異なってくるのか。</p>
梅山学校教育課長	<p>予算の範囲内で最大限機能するように日数を決めさせていただいているので、概ね年間150日から180日の間で勤務している状況である。</p> <p>なお、給与は、1日9,000円となっている。</p>
熊田委員	<p>議案第53号の下野市教育相談員の委嘱については、「その職務に関し豊かな見識及び経験を有する者」とあり、一方でスクールアシスタントの委嘱については、「学校教育に熱意があり、その職務に関し豊かな見識を有する者」となっている。</p> <p>この違いには、何か理由があるのか。</p> <p>教育相談員については、見識のみならず「経験」が重要であり、例えば特</p>

三橋委員	<p>別支援などの専門的な職務に関しては、経験や知識が必要となってくる場合がある。スクールアシスタントについては、介助は別として、子どもたちに接する愛情や熱意がさらに必要な要素となってくることから、このような表現になっている。</p> <p>教育相談員の任期について、「任期は、1年以内とする。ただし、再任することができる」とあり、スクールアシスタントの任期については「任期は1年以内とし、4年を上限とし再任することができる。ただし、その委嘱された期間内に65歳となった場合は、再任することができない」とある。</p>
梅山学校教育課長	<p>教育相談員の任期について、年齢制限を設けていないことに何か理由があるのか。</p> <p>スクールアシスタントについては、最大で5年間務めることができ、退職された方が応募するということもあり得るため、65歳という年齢制限を設けている。教育相談員については、特別な知識と経験を有するということで、その方が居なくなつた場合に組織運営に支障をきたしてしまうということから、年齢の制限は設けていない。65歳以上であっても健康で相談業務が可能なら対象となる。</p>
永山委員長	<p>他に質疑等はあるか。(特になし)</p> <p>議案第53号はこのとおり決定してよろしいか。(全委員承認)</p> <p>それでは、議案第53号は原案どおり決定する。</p> <p>続いて、議案第54号はこのとおり決定してよろしいか。(全委員承認)</p> <p>それでは、議案第54号は原案どおり決定する。</p> <p>次に、議案第55号はこのとおり決定してよろしいか。(全委員承認)</p> <p>それでは、議案第55号は原案どおり決定する。</p> <p>続いて、議案第56号「下野市社会教育指導員任用候補者の承認及び委嘱について」及び議案第57号「下野市資料館嘱託員任用候補者の承認及び委嘱について」であるが、こちらも人事案件であるため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」の規定により非公開で行いたい。各委員の意見をお伺いする。</p> <p>全委員異議なし。</p> <p>それでは非公開で行うこととする。</p> <p>議案第56号「下野市社会教育指導員任用候補者の承認及び委嘱について」説明を求める。</p>
増渕生涯学習文化課長	<p>【説明要旨】</p> <p>「下野市社会教育指導員の採用に関する規程」第8条の規定により、採用試験合格者が決定したため、任用候補者の報告を行い承認を求めるものである。</p> <p>また、「下野市社会教育指導員の設置等に関する規則」第3条の規定により、再任9名、新任1名の10名を委嘱する旨の説明を行う。委嘱期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。</p> <p>以下、非公開</p>

<p>永山委員長</p>	<p>このとおり決定してよろしいか。(全委員承認) 議案第56号は原案どおり決定する。 続いて、議案第57号「下野市資料館嘱託員任用候補者の承認及び委嘱について」説明を求める。</p>
<p>増淵生涯学習文化課長</p>	<p>【説明要旨】 「下野市資料館嘱託員の採用に関する規程」第8条の規定により、採用試験合格者が決定したため、任用候補者の報告を行い承認を求めるものである。 また、「下野市資料館嘱託員の設置等に関する規則」第3条の規定により、嘱託員4名(再任)を委嘱する旨の説明を行う。委嘱期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。</p> <p>以下、非公開</p>
<p>永山委員長</p>	<p>このとおり決定してよろしいか。(全委員承認) 議案第57号は原案どおり決定する。 ここで、会議の非公開を解く。</p> <p>会議開始より90分が経過したので暫時休憩とし、開始を15時15分とする。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>議事再開の旨を伝える。 議案第58号「下野市スポーツ大会出場者助成金交付要綱の全部改正について」説明を求める。</p>
<p>坪山スポーツ振興課長</p>	<p>【説明要旨】 現在、スポーツ大会出場者の助成金の交付については、県の予選会を経て、関東大会や全国大会に出場した方にそれぞれ5千円又は1万円の助成金を交付している状況である。下野市では近年、国際大会に出場される方や障害者のスポーツ大会に出場して活躍されている方が数名見受けられるが、現行制度では、国際大会や障害者のスポーツ大会の出場者は、助成金の交付対象になってない。このような状況から、スポーツ活動において優秀な成績を収め、国際大会や全国大会を含めた関東大会以上の大会に出場し活躍した方に対して、「激励金」ということで交付できるよう、当該要綱を改正するものである。 また、要綱の名称も助成金ではなくて、激励金という形で改めさせていただく。</p> <p>以下、新旧対照表に基づき、改正点について説明を行う。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>質疑等はあるか。 助成金と激励金の支出財源の違いについて説明をお願いしたい。</p>
<p>坪山スポーツ振興課長</p>	<p>これまで補助金という形で助成金を交付していたが、今回改正する激励金については、報償費という形で交付する予定である。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>団体における交付金額の上限がなくなったことは、この支出財源が変わっ</p>

<p>坪山スポーツ振興課長</p>	<p>たことと関連があるのか。</p> <p>財源の変更とは関係しない。例えば、サッカーや野球などの団体スポーツについては、最大で18名の名前が名簿に挙がっていたが、現行制度では限度額が決まっており、15名分までしか交付できず、3名分は交付できない状況であった。そのため、金額の上限を撤廃することで、適用範囲を拡大したところである。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>資料を見ると、県内の他市町では「補助金」や「激励金」、「祝金」など名称が様々なようであるが、激励金とした理由はあるのか。</p>
<p>坪山スポーツ振興課長</p>	<p>県内だけではなく、他県においても様々である。下野市としては、「補助金」というよりも関東大会や全国大会、国際大会等で活躍することを激励したいという意味を込めて、「激励金」という形になった。</p> <p>なお、要綱の整備にあたっては、本来ならば新たに制定することも考えたが、変更の経緯が附則として残るように、全部改正として上程したところである。</p>
<p>石嶋委員</p> <p>坪山スポーツ振興課長</p>	<p>アマチュア選手やプロ選手など関係なく、激励金を交付するのか。</p> <p>プロ選手は職業としてスポーツをしているため交付対象ではない。したがってアマチュアの選手が対象ということになる。</p>
<p>熊田委員</p>	<p>例えば、石橋高等学校の生徒が甲子園に出場する場合、下野市出身の方だけが交付対象になるのか。</p>
<p>坪山スポーツ振興課長</p>	<p>要綱では「市内に住所を有する者」となっているので、石橋高等学校が出場したとしても、下野市に住所を有している個人だけが対象となる。</p>
<p>永山委員長</p>	<p>質疑等はあるか。(特になし)</p> <p>このとおり決定してよろしいか。(全委員承認)</p> <p>議案58号は原案どおり決定する。</p> <p>続いて、協議事項に移ることを告げる。</p> <p>(1) 平成28年度下野市学校教育計画(案)について説明を求める。</p>
<p>梅山学校教育課長</p>	<p>【説明要旨】</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことを受け、下野市の教育目標や施策などの基本方針を定めるものとして「下野市教育大綱」が策定されたところである。また、大綱に基づく具体的な施策については、「下野市教育振興計画」において定めることとなっており、現在、策定中である。</p> <p>今回、協議をいただく「下野市学校教育計画(案)」は、当該振興計画の部門別計画として作成したものであり、一度ご意見をいただいた上で、上位計画との整合性を図りながら策定に向けて進めていきたいと考えている。</p> <p>本来、この計画の策定趣旨や計画期間、計画の位置付け等を記載すべきところであるが、上位計画と同時進行で作成しているため、未整備の状態であることをご了承いただきたい。</p> <p>以下、計画の内容等の詳細については高山指導主事より説明を行う。</p>

高山指導主事	<p>【説明要旨】</p> <p>「下野市学校教育計画（案）」に基づき、下野市学校教育目標や基本方針、基本方針ごとの努力目標及び具体策について、重点事項を中心に内容の詳細説明を行う。</p>
石嶋委員	<p>5 ページからの努力目標や具体策は、市内の小中学校長会や教頭会等の意見を取り入れたものなのか。</p>
高山指導主事	<p>素案の段階で今年1月に各学校へデータを送付し、ご意見をいただく機会を設けた。</p>
石嶋委員	<p>「および」や「及び」、「取り組み」や「取組」など、文字の統一を図った方が良いと思うので、修正をお願いします。</p> <p>また、11ページの(2)の②の具体策のところに、「各教科・領域等」と明記されているが、学習指導要領の改正に伴い「各教科等」の「等」の中に道徳や学活を入れることになったため、「各教科等」という表現になったと思うので確認していただきたい。</p>
永山委員長	<p>5 ページの(1)の具体策の1つに、「教職員一人一人の意見を P-D-C-A サイクル (PLAN 計画-DO 実践-CHECK 診断-ACTION 改善) に反映させる工夫を行い、学校目標の具現化を推進する」とあるが、P-D-C-A サイクルを持ち出す必要性が感じられない。教職員一人ひとりの意見を反映させることに特化した表現の方が良いのではないか。</p>
池澤教育長	<p>P-D-C-A サイクルの文言は、前回までの計画に入っていたことから踏襲しているが、ここは、「教職員一人一人の意見を反映させる工夫を行い、学校目標の具現化を推進する」としてみてはどうか。</p>
熊田委員	<p>5 ページの(3)の②の具体例の1つの中に「要請訪問や S&U コラボ事業」というものがあるが、これについて説明をお願いします。</p>
高山指導主事	<p>「S&U コラボ事業」というのは、下野市と宇都宮大学との地域連携推進事業ということで教職員の研修に宇都宮大学の先生方をお招きしてご指導いただくというものである。下野市の「S」と宇都宮大学の「U」を略称して「S&U コラボ事業」ということで、市内の教職員の間では浸透しているが、説明が必要な部分であるので、注釈を加えたいと思う。</p> <p>「要請訪問」は、学校現場からの派遣要請があり、市の教育委員会をはじめ、県の教育委員会の指導主事、総合教育センターの指導主事、下都賀教育事務所の指導主事が学校の授業研究会に指導者として訪問し、助言等を行ったり一緒に勉強させていただいたりするシステムである。</p>
石嶋委員	<p>教職員一人一人の心構えとして策定されたと思うが、5 ページの(1)の①のアのみ「校長は」となっており、他にはないので、「教職員一人一人」という単語ではなく、他人事にならないような主語を用いる方が良いと思う。</p> <p>例えば、(1)の③のア「教職員一人一人のよさを生かした、機能的な組織運営に努める」とあるが、これは管理職の仕事だと思う。評価項目として使用する場合は、誰がこの具体策を意識するのかという部分と他人事にならないような工夫が必要だと考える。校長や教頭、教職員の方には、自分の校務</p>

永山委員長	分掌に照らして意識できるような工夫があると良いと思う。 文章の書き出しは、「教職員が」ではなく「教職員は」の方が良いと思う。 ただいま、様々な意見が出たところであるが、本日以降でも修正は受け付けるのか。
梅山学校教育課長 永山委員長	ご意見等あれば3月上旬まで受け付ける予定である。 それでは、今後お気づきの点があれば、3月上旬までにお問い合わせする。 次に、報告事項に移ることを告げる。 (1) 教育委員会後援等の承認について説明を求める。
若林教育総務課長	【説明要旨】 「下野市教育委員会後援等承認一覧」に基づき、2月現在で3件の承認をした旨の報告を行う。3件すべて後援であり、うち2件が新規団体であった。 質疑等はあるか。
永山委員長 石嶋委員 若林教育総務課長	入場料の有無は後援等の承認に影響してくるのか。 入場料をとって利益になる場合は承認できないが、資料代などで使用する場合は、予算書をきちんと付けた上で申請をしていただくことになっており、これを見て審査を行っている。
永山委員長	他に質疑等はあるか。(特になし) 続いて、(2) 寄附の受け入れについて説明を求める。
若林教育総務課長	【説明要旨】 1件の寄附物件(DVD まんが日本昔ばなし)があり、寄贈者より国分寺西小学校児童の情操教育に役立ててもらいたいという希望があったことから、国分寺西小学校に配置する予定である。
永山委員長	質疑等はあるか。(特になし) 次に、(3) 平成28年度教育委員会主要日程について説明を求める。
若林教育総務課長	【説明要旨】 平成28年度教育委員会主要日程の一覧表(教育委員会4課分)に基づき、年間スケジュールの概要説明を行う。
永山委員長	質疑等はあるか。(特になし) 続いて、(4) 下野市生涯学習推進計画(第二次)(案)について説明を求める。
増渕生涯学習文化課長	【説明要旨】 「下野市生涯学習推進計画(第二次)(案)」概要版に基づき、当該計画策定の経緯や推進体制、内容等について説明を行う。 現在計画(案)のパブリックコメントを実施しており、内容についてはパブリックコメントの結果を受けて是正していき、3月には策定をする予定である。
永山委員長 石嶋委員	質疑等はあるか。 見出しの項目番号については、統一をした方が良いと思う。例えば、数字の表示が「1.」「(1)」「①」の順に統一されていないようなので、見出しはローマ数字「I」や「i」などで表記してみてもどうか。

熊田委員	2ページにアンケート調査の結果について書かれているが、結果内容が文章表記になっているので、見やすいように図やグラフ等を利用した方が良いと思う。また、%の表記が小数点第一位のものと小数点を書かれていないものがあるので、小数点第一位まで表記するのであれば、30%は30.0%に統一するべきだと思う。
永山委員長	1ページにある計画の位置付け図を見ると、当該計画と各課の個別計画は整合すると書かれているが、例えば、生涯学習文化課の個別計画には、どのようなものがあるか説明をお願いします。
増淵生涯学習文化課長	現在、策定中である「図書館基本計画」や来年策定予定の「歴史文化基本構想」などが個別計画に該当する。
永山委員長	他に質疑等はあるか。(特になし) 次に、その他に移ることを告げる。
	(1)平成28年度第1回教職員全体研修会(教育行政説明会)の開催について(案)説明を求める
梅山学校教育課長	【説明要旨】 当該研修会を4月7日(木)14時15分からスポーツ交流館において開催する。新年度初めての行政と教職員の顔合わせとなるので、委員の皆様の出席をお願いします。
永山委員長	質疑等はあるか。 研修に出席される教職員はどのような方々なのか。
梅山学校教育課長	各小中学の学校長、教頭、教務主任、事務長の4名が出席する予定である。
永山委員長	他に質疑等はあるか。(特になし) 最後に、事務局より連絡事項等について説明を求める。
若林教育総務課長	【説明要旨】 下野市教育大綱について、2月10日に行われた第3回下野市総合教育会議において決定をいただいたところであるが、その後文言修正等を行った旨の報告及び修正箇所について説明を行う。
梅山学校教育課長	【説明要旨】 市内の中学生が逮捕された件についてのその後の経過について報告を行う。また、本日、栃木市役所宛に爆破予告があり、爆破予定日(22日)において栃木市内の全学校を休校とした連絡が下都賀教育事務所からあった旨の報告を行う。
永山委員長	質疑等はあるか。
池澤教育長	最後にお時間をいただき、先般の総合教育会議において意見のあった、学校運営協議会について説明したい。
	以下、「小山市地域とともにある学校づくりに関する提言書」より抜粋した資料や平成27年12月に出された中央教育審議会答申等に基づき、自ら務めた小山市地域とともにある学校づくり検討委員での経験を交えつつ、学校運営協議会について明文化されるまでの経緯と概要について説明を行う。
永山委員長	教育長がこのような経験をお持ちなのは心強いことである。下野市にとっ

て必要なのか、どの程度進めていかなければならないのかなど、コミュニティ・スクールを作るのが目標ではないので、いかに下野市の学校を良くするか、その中の手法のひとつとしてこれから時間をかけて委員の皆さんと一緒に考えていきたいと思う。

他に質疑等はあるか。(特になし)

次回の教育委員会は第2回臨時教育委員会となるので、2月25日(木)午後5時00分からの予定とする。

本日の議事日程は全て終了した旨を告げ、午後5時05分閉会。